

国保税と後期高齢者医療料の通知書 7月中旬に郵送します



国保税の納税通知書

問い合わせは 国民健康保険課
☎027-898-6250

国民健康保険税（国保税）は医療費などの支払いに充てるための大切な財源です。病気やけがに備え、加入者が負担能力に応じて納付する仕組みです。期限を守って納めましょう。

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していても家族の誰かが加入している場合、世帯主宛てに納税通知書を郵送します。

■ 税率と金額
税率などは表1のとおり。
■ 本年度の主な変更点
① 医療給付費分の課税限度額を51万円から52万円に引き上げ② 後期高齢者支援金分の課税限度額を16万円から17万円に引き上げ③ 介護納付

金分の課税限度額を14万円から16万円に引き上げ④ 国保税の均等割と平等割に適用される軽減措置は表2のとおり、軽減を受けられる範囲が拡大。

■ 国保税の軽減制度
昨年の所得が一定金額以下の場合、国保税が軽減される制度があります。詳しくは納税通知書をご覧ください。所得税や住民税が未申告の場合は軽減の対象外。必ず申告してください。

また、昨年3月31日以降に、リストラや倒産などで失業し、その後、社会保険などに加入していない65歳未満の人が雇用保険を受給する場合は、給与所得を減額して計算します。ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証、印鑑、国保の保険証を用意して申告してください。

■ 国保税の減免
次のようなときには国保税が減免される場合があります。
① 災害やリストラなど、特別の事情で所得が著しく減少し、国保税が納められない② 社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行し、65

表2 国保税の軽減制度

軽減割合	該当世帯の前年中所得金額
7割	33万円以下
5割	33万円+26万円×被保険者数により算出した金額以下
2割	33万円+47万円×被保険者数により算出した金額以下

※5割・2割軽減の対象が拡大しました。

歳以上の被扶養者が国保に加入した。減免を受けるには申請が必要です。①は納期限の7日前までに、②は事由が発生したらすぐに申請してください。



後期高齢者医療の納入通知書

問い合わせは 国民健康保険課
☎027-898-5955

■ 納付義務者
75歳以上の人と一定の障害があり認定を受けた65歳から74歳までの人です。

■ 保険料の内容
保険料は、所得に応じて決まる所得割（総所得金額などから33万円を控除した額の8・60割）と加入者1人当たりに掛かる均等割（4万3,600円）の合計となります。賦課限度額は57万円。年度途中で加入した場合には、月割で計算します。

■ 保険料の軽減制度
所得が基準を下回る世帯の人は、保険料が軽減されます。また、後期高齢者医療加入直前で協会けんぽなどに加入し保険料を

高齢受給者証や保険証を郵送

国民健康保険（国保）高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日(金)まで。引き続き対象となる人には、来年7月31日(日)まで使用でき



問い合わせは 国民健康保険課 ☎027-898-6249

後期高齢者医療加入者を除く70歳から74歳までの国保加入者の新しい高齢受給者証を世帯主宛てに郵送します。有効期限は来年7月31日(日)が満75歳になる日の前日までです。

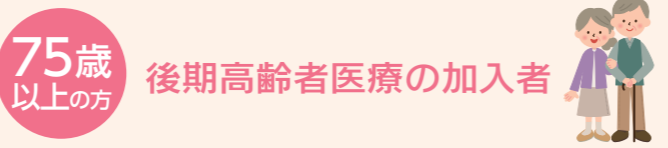
■ 自己負担割合
同一世帯の国保高齢受給者の所得で判定します。本年度の住民税課税所得が145万円未満の場合は2割（誕生日が昭和19年4月1日以前の方は、国の軽減措置で1割）、145万円以上は3割負担です。

● 自己負担限度額の見直し
自己負担割合が3割で、表1のいずれかを満たす場合は申請をすると負担割合が2割（誕生日が昭和19年4月1日以前の方は1割）になります。

表1 国保の高齢受給者

条件1	同一世帯に70～74歳の方が本人のみで、その収入額が383万円未満
条件2	同一世帯に70～74歳の方が本人を含めて2人以上で、その収入合計額が520万円未満
条件3	同一世帯に70～74歳の方が本人のみで、その収入額が383万円以上あり、他に後期高齢者が1人以上いる場合、その人との収入合計額が520万円未満

る物を7月中旬に郵送します。現在使用中の物は、8月以降に市役所国民健康保険課、各支所・市民サービスセンターに返却するか、自分で破棄してください。



問い合わせは 国民健康保険課 ☎027-898-6253

75歳以上の方が65歳から74歳までの人で一定の障害があり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人が対象です。新しい保険証は茶色で、黄緑色の封筒で郵送します。簡易書留を希望する人は、7月10日(金)までに連絡してください。なお、保険料の滞納状況によっては有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。

■ 自己負担割合
同一世帯の後期高齢者の所得で判定します。本年度の住民税課税所得が145万円未満の場合は1割、145万円以上の場合は3割負担です。

● 自己負担の割合を見直し
国保の高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証に記載されている自己負担割合が3割の人で表2のいずれかの条件に該当する人は、申請で自己負担割合が1割になります。

表2 後期高齢者医療加入者

条件1	同一世帯に後期高齢者が本人のみで、その収入額が383万円未満
条件2	同一世帯に後期高齢者が本人を含めて2人以上で、その収入合計額が520万円未満
条件3	同一世帯に後期高齢者が本人のみで、その収入額が383万円以上あり、他に70～74歳の方が1人以上いる場合、その人との収入合計額が520万円未満

自分で払っていなかった人（被用者保険の被扶養者）は、均等割が9割軽減されます。
■ 保険料の減免
災害など特別な事情で保険料を納められないときは、納期限の7日前までに申請すると保険料が減免される場合があります。

■ 納付は便利な口座振替で
国保税や保険料の納付には口座振替が便利です。金融機関などに通帳、届け出印、納税（入）通知書を用意して申し込んでください。国保で口座振替をしていた人が後期高齢者医療に加入した場合は、新たに口座振替の申し込みが必要です。

また、後期高齢者医療保険料の納付を特別徴収から普通徴収に切り替える場合、金融機関で申し込みを行い「納付方法変更届」を市役所国民健康保険課へ提出してください。

■ 年金天引きの開始月
国保税や保険料が年金から天引きされる特別徴収の人は、世帯の状況により開始時期が8月か10月になる場合があります。詳しくは納税（入）通知書で確認してください。

